

公告

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩

下記のとおり一般競争入札を実施します。陸上自衛隊の入札及び契約心得等をご承知の上、ご参加ください。

1 競争入札に付する事項、競争入札執行の日時及び場所

件名	規格	履行場所	履行期限	入札日時	入札場所
(1) 陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気ほか2件(再生可能エネルギー比率100%)	仕様書(A)のとおり	陸上自衛隊信太山駐屯地ほか	令和6年4月1日(月) 0000	令和6年1月26日(金) 1310	陸上自衛隊信太山駐屯地第398会計隊入札室
(2) 陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気ほか2件(再生可能エネルギー比率60%以上)	仕様書(B)のとおり		～	令和6年1月26日(金) 1330	
(3) 陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気ほか2件(再生可能エネルギー比率に係る条件なし)	仕様書(C)のとおり		令和7年3月31日(月) 2400	令和6年1月26日(金) 1350	

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
- (3) 令和4・5・6年度の競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の販売」において、信太山駐屯地で使用する電気についてはA等級、信太山射撃場で使用する電気及び信太山演習場で使用する電気についてはD等級以上に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者。(入札参加時においては、令和4・5・6年度の資格を申請して認められることを前提とする。規定の資格を有しない場合には入札参加は無効とする。)
- (4) 電気事業法第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者。
- (5) 予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示に関し、入札適合条件を満たす者。(適合証明書を提出すること。)
- (6) 都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (7) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (8) 入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (9) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (11) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (12) 入札に参加する者は、1(1)～1(3)のそれぞれの入札に応じた「特定電源割当計画書」を全て提出するものとする。この際、0%(再生エネルギー比率に係る条件なし)の入札に参加をする場合においても、再生可能エネルギー比率(%)を0と記載した「特定電源割当計画書」を提出するものとする。

3 適合証明書及び特定電源割当計画書の提出等

(1) 入札参加希望者の書類提出

入札参加希望者は、2(5)及び2(12)に記載の適合証明書及び特定電源割当計画書(様式別途配布)を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年1月19日(金)17時00分

4 本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否判定

入札参加希望者から提出された「適合証明書」及び「特定電源割当計画書」をもって、本入札に適用する仕様書及び入札参加の可否について判定する。その判定結果は、1月23日までに書面（FAX含む）により入札参加希望者に回答する。

- (1) 2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率100%にて応札をできる者がいる場合は「仕様書A（再生可能エネルギー比率100%）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (2) 第1号の要件を満たせない場合において、2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たし、かつ、再生可能エネルギー比率60%以上で応札できる者がいる場合は「仕様書B（再生可能エネルギー比率60%以上）」を採用するものとし、その者の競争参加を認める。
- (3) 第2号の要件を満たせない場合において、2（1）から（12）までの全ての必要な資格を満たす者がいる場合、「仕様書C（再生可能エネルギー比率に係る条件なし）」を採用するものとし、再生可能エネルギー比率についての条件は付さないこととする。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 入札関係書類は、第398会計隊において令和5年12月25日（月）から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりFAX等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く08：15～17：00）
- (2) 入札関係書類の受領時、入札参加希望者は、競争参加資格審査結果通知書の写し及び入札参加受付票を提出すること。（FAX可）

6 入札説明会及び競争入札実施要領等

- (1) 入札説明会：一同に会しての説明会は実施しない。ただし、入札参加希望者が仕様書内容及び現場等の確認を要する場合は、事前の日時調整により個別対応する。

(2) 入札実施要領

ア 1（1）の入札で応札をできる者がいる場合

1（1）の入札を実施する。この場合において、初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

イ 1（1）の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは1（1）の入札で応札をできる者がなかった場合

1（2）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

ウ 1（2）の入札で落札者がいなかった場合（再度入札を含む）、あるいは1（2）の入札で応札をできる者がなかった場合

1（3）の入札を実施する。この場合において初度の入札で決定しなかった場合、直ちに再度入札を実施する。そのため再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書を準備のこと。

エ 入札において、1（1）の入札案件が落札に至った場合、1（2）～1（3）の入札は全て実施しない。

オ 入札において、1（2）の入札案件が落札に至った場合、1（3）の入札は実施しない。

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

8 入札方法及び落札の決定

- (1) 落札決定方式：予定総価（ただし、契約締結は、基本料金単価及び電力量料金単価による単価契約とする。）
- (2) 入札金額は、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を算定基礎とし、仕様書に記載する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算定した金額の年間総額とすること。
- (3) 入札金額の算定において、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、考慮しないこと。
- (4) 予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同額の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

9 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札
- (2) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

10 契約書の作成

落札決定後、速やかに単価契約書を作成する。単価契約書の作成要領は、落札者に個別説明する。(契約締結は令和5年度予算成立後とする。)

11 その他

(1) 郵便入札は、令和6年1月25日(木)17時00分必着分までを有効とする。入札書を郵送する旨を事前連絡するとともに、便着を必ず確認すること。なお、落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。郵便入札においても、一の案件において再度入札となった場合、その再度入札への入札を希望する場合は、再度入札のための金額が記入された入札書も同時に送付すること。

(2) 電報・電話・FAX・メール等による入札は認めない。

(3) 代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。(FAX不可)

(4) 陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第398会計隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。

(5) 市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(6) 6(2)入札実施要領中、ア項の初度入札で落札した場合の再度入札書あるいはエ～オ項に該当した入札書に関しては、開封することなく配達証明書付で返送する。入札書の返送を受けた業者は、別添の受領書に異状なく受領した旨を記載し返送することとする。

(7) 入札書に関しては、1(1)～1(3)までの各入札案件ごと、それぞれの案件名、入札日時及び場所を記載した個別の封書に、各案件の入札書を個別に封入することとし、厳封処置の上、封緘印をする。また、1(1)～1(3)までの再度入札への入札を希望する場合は、案件名、入札日時及び場所に加え案件名の最後に(再度入札分)と記載した個別の封書に、各案件の再度入札書を個別に封入することとする。

(8) 代金の支払い際には、一部現金を使用して払込を行なう。この際の振込手数料は業者側負担とする。

(9) 問い合わせ先

〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地 陸上自衛隊信太山駐屯地

ア 入札及び契約手続き等に関する事項

第398会計隊 担当：中村

TEL：0725-41-0090(内線449) FAX：0725-41-0090(直通)

イ 仕様書内容及び現場等に関する事項

陸上自衛隊信太山駐屯地業務隊管理科 担当：増元

TEL：0725-41-0090(内線416)

本公告は、陸上自衛隊信太山駐屯地

第398会計隊

掲示板

陸上自衛隊八尾駐屯地

第398会計隊八尾派遣隊

掲示板

陸上自衛隊和歌山駐屯地

第398会計隊和歌山派遣隊

掲示板

陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページに掲載している。

仕様書 (A)

1 概要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山駐屯地
- (2) 需要場所：和泉市伯太町官有地
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 仕様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。
- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、蓄熱設備、発電設備
 - ア 電気方式： 交流3相3線式
 - イ 標準電圧： 6, 000V
 - ウ 計量電： 6, 000V
 - エ 標準周波数： 60ヘルツ
 - オ 受電方式： 1回線受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - (ア) 容量： 53.115kw
 - (イ) 計量装置電圧： 200V
 - キ 発電設備：別紙第1のとおり。
- (3) 契約電力及び予定使用電力
 - ア 契約電力
(前年12ヶ月の需要電力の最大値及び新規需要量を下限基準とする。)
当年度の最大使用電力：602kw
 - イ 使用電力量（予測）
2,342,000kw
(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量)
各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量）
別紙第2のとおり。

(4) 供給電気の種類等

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者への移転しないこと。※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

(5) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時

至 令和7年 3月31日 24時

(6) 受給地点

高圧架空引込線を取付けする構内第1柱の開閉器の電源側接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界

受給地点に同じとする。

(8) 保安上の責任分界

受給地点に同じとする。

(9) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(10) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(11) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(12) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における平均力率は、100%を予定とする。

(13) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、協議の上算定するものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、協議の上精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、各月の料金算定の後、速やかに請求行為を行うものとし、受給者は、請求書の受理日を起算日として、30日以内に支払うものとする。

(17) 入札書に添付して提出すべき書類

ア 入札参加証明書(適合証明書)

イ 供給する能力を有することを証明する発電設備の概要等に関する資料

ウ 供給条件に関する資料(特定規模需要電気供給条件等)

エ 電気事業法(39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ていることを証明する書類、または、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出をしていることを証明する書類

- オ 電気事業法第16条の2第1項に規定する特定規模電気事業者の場合は、一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類及び電気託送確約書
- カ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に適合した事を証明する書類（付紙第1 適合証明書）
- キ 再生可能エネルギー電源の割当計画書及び内訳（参考：付紙2 特定電源割当計画書様式例）

(18) その他

- ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であるものとする。
- イ 障害等が発生した場合には迅速に対処できる体制を有するものとする。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別紙第3）を満たすものとする。
- オ 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率及び内訳について確認できる資料を書面（参考：付紙第3 特定電気割当証明書）で官側へ提出するものとする。

各月の電力使用計画及び実績

電力使用計画

区分 令和6年度	常時 契約電力 (kw)	最大 需要電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
4月	625	293	131,000	100.0
5月	625	340	132,000	100.0
6月	625	531	223,000	100.0
7月	625	595	294,000	100.0
8月	625	602	302,000	100.0
9月	625	563	277,000	100.0
10月	625	464	152,000	100.0
11月	625	352	145,000	100.0
12月	625	404	183,000	100.0
1月	625	475	181,000	100.0
2月	625	448	163,000	100.0
3月	625	385	159,000	100.0
予想合計	—	—	2,342,000	100.0

電力使用実績（直近12ヶ月）

区分 年月	常時 契約電力 (kw)	最大 需要電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
令和4年10月	625	464	151,756	100.0
11月	625	352	144,785	100.0
12月	625	404	182,730	100.0
令和5年1月	625	475	180,043	100.0
2月	625	448	162,655	100.0
3月	625	385	158,131	100.0
4月	625	293	130,425	100.0
5月	625	340	131,321	100.0
6月	625	531	202,537	100.0
7月	625	595	266,503	100.0
8月	625	602	273,831	100.0
9月	625	563	251,652	100.0
実績合計	—	—	2,236,369	100.0

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊◇◇駐屯地
第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

特定電源割当計画書様式例

○○年○月○日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●●
○○ ○○ 様

○○県○○市○○
 株式会社○○○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約予定電力 ○○○○kW

2 供給期間
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

仕様書 (A)

1 概要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山射撃場
- (2) 需要場所：和泉市尾井町
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 仕様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。

- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- ア 電気方式： 交流3相3線式
- イ 標準電圧： 6,000V
- ウ 計量電： 6,000V
- エ 標準周波数： 60ヘルツ
- オ 受電方式： 1回線受電方式

- (3) 契約電力及び予定使用電力

ア 契約電力

最大使用電力：133kw

（前年12ヶ月の最大需要電力のうち、最大値を原則基準）

イ 使用電力量（予測）

110,500kw

（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量）

各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量）

別紙第2のとおり

- (4) 供給電気の種類等

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者への移転しないこと。※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

(5) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時
至 令和7年 3月31日 24時

(6) 受給地点

高圧架空引込線を取付けする構内第1柱の開閉器の電源側接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界

受給地点に同じとする。

(8) 保安上の責任分界

受給地点に同じとする。

(9) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(10) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(11) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(12) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における平均力率は、100%を予定とする。

(13) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、協議の上算定するものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、協議の上精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、各月の料金算定の後、速やかに請求行為を行うものとし、受給者は、請求書の受理日を起算日として、30日以内に支払うものとする。

(17) 入札書に添付して提出すべき書類

ア 入札参加証明書(適合証明書)

イ 供給する能力を有することを証明する発電設備の概要等に関する資料

ウ 供給条件に関する資料(特定規模需要電気供給条件等)

エ 電気事業法(39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ていることを証明する書類、または、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出をしていることを証明する書類

オ 電気事業法第16条の2第1項に規定する特定規模電気事業者の場合は、一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類及び電気託送確約書

カ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に適合した事を証明する書類(付紙第1 適合証明書)

キ 再生可能エネルギー電源の割当計画書及び内訳(参考:付紙2 特定電源割当計画書様式例)

(18) その他

- ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であるものとする。
- イ 障害等が発生した場合には迅速に対処できる体制を有するものとする。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別紙第3）を満たすものとする。
- オ 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率及び内訳について確認できる資料を書面（参考：付紙第3 特定電気割当証明書）で官側へ提出するものとする。

受電設備

受電設備は以下のとおり

No	結 線	相 別	表示容量	台数	容 量
1	△	単 相	1 0 KVA	1	1 0 KVA
2	△	単 相	2 0 KVA	3	6 0 KVA
3	△	単 相	3 0 KVA	2	6 0 KVA
4	△	三 相	1 0 KVA	4	4 0 KVA
5	△	三 相	3 0 KVA	2	6 0 KVA
合 計					2 3 0 KVA

各月の電力使用計画及び実績

電力使用計画

区分 令和5年度	常時 契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
4月	133	9,200	100.0
5月	133	9,000	100.0
6月	133	9,000	100.0
7月	133	9,000	100.0
8月	133	9,200	100.0
9月	133	11,300	100.0
10月	133	6,000	100.0
11月	133	10,000	100.0
12月	133	9,800	100.0
1月	133	10,800	100.0
2月	133	6,700	100.0
3月	133	10,500	100.0
予測合計	—	110,500	100.0

電力使用実績 (直近12ヶ月)

区分 年月	常時 契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
令和4年10月	133	5,974	100.0
11月	133	9,992	100.0
12月	133	9,749	100.0
令和5年1月	133	10,796	100.0
2月	133	6,618	100.0
3月	133	10,436	100.0
4月	133	9,103	100.0
5月	133	8,987	100.0
6月	133	8,933	100.0
7月	133	8,996	100.0
8月	133	9,171	100.0
9月	133	11,296	100.0
実績合計	—	110,051	100.0

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊◇◇駐屯地

第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所	〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者氏名	〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

特定電源割当計画書様式例

〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年度に以下の通り●●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約予定電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間
 〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生可能エネルギー由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生可能比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

仕様書 (A)

1 概要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山演習場・自動車訓練場
- (2) 需要場所：和泉市尾井町
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 仕様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。

- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- | | |
|----------|----------------|
| ア 電気方式： | 演習場 従量電灯 A×1 |
| | 自動車訓練場 定額電灯×4 |
| イ 標準電圧： | 演習場 単相三線 200V |
| | 自動車訓練場 標準 100V |
| ウ 計量電： | イ項のとおり |
| エ 標準周波数： | 60ヘルツ |
| オ 受電方式： | 5回線受電 |

- (3) 契約電力及び予定使用電力

ア 契約電力

- | | |
|--------|---------|
| 従量電灯 A | 15 kw |
| 定額電灯 | 1.29 kw |

イ 使用電力量（予測）

4,560 kw

（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量）

別紙第1のとおり

- (4) 供給電気の種類等

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が100%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者への移転しないこと。※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

(5) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時
至 令和7年 3月31日 24時

(6) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(7) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(8) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(9) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(10) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、協議の上精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(11) 支払方法

供給者は、各月の料金算定の後、速やかに請求行為を行うものとし、受給者は、請求書の受理日を起算日として、30日以内に支払うものとする。

(12) 入札書に添付して提出すべき書類

ア 入札参加証明書(適合証明書)

イ 供給する能力を有することを証明する発電設備の概要等に関する資料

ウ 供給条件に関する資料(特定規模需要電気供給条件等)

エ 電気事業法(39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ていることを証明する書類、または、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出をしていることを証明する書類

オ 電気事業法第16条の2第1項に規定する特定規模電気事業者の場合は、一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類及び電気託送確約書

カ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に適合した事を証明する書類(付紙第1 適合証明書)

キ 再生可能エネルギー電源の割当計画書及び内訳(参考:付紙2 特定電源割当計画書様式例)

(13) その他

ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であるものとする。

イ 障害等が発生した場合には迅速に対処できる体制を有するものとする。

ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件(別紙第2)を満たすものとする。

オ 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率及び内訳について確認できる資料を書面(参考:付紙第3 特定電気割当証明書)で官側へ提出するものとする。

各月の電力使用計画及び実績

電力使用計画

区分 令和 6 年度	常 時 契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力 率 (%)
4 月	15	540	—
5 月	15	430	—
6 月	15	350	—
7 月	15	360	—
8 月	15	470	—
9 月	15	350	—
1 0 月	15	210	—
1 1 月	15	490	—
1 2 月	15	420	—
1 月	15	350	—
2 月	15	290	—
3 月	15	300	—
予 測 合 計	—	4,560	—

電力使用実績 (直近 1 2 ヶ月)

区分 年月	常 時 契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力 率 (%)
令和 4 年 1 0 月	15	204	—
1 1 月	15	483	—
1 2 月	15	415	—
令和 5 年 1 月	15	342	—
2 月	15	284	—
3 月	15	290	—
4 月	15	536	—
5 月	15	421	—
6 月	15	344	—
7 月	15	358	—
8 月	15	469	—
9 月	15	343	—
実 績 合 計	—	4,489	—

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等

の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$ 令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) =</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

適 合 証 明 書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊◇◇駐屯地

第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所

〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称

〇〇株式会社

代表者氏名

〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

特定電源割当計画書様式例

○○年○月○日

特 定 電 源 割 当 計 画 書

●●●●
○○ ○○ 様

○○県○○市○○
 株式会社○○○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○年度に以下の通り●●●●●●に電力を供給することを計画する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約予定電力 ○○○○kW

2 供給期間
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再エネ由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	証書番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

仕様書(B)

1 概要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山駐屯地
- (2) 需要場所：和泉市伯太町官有地
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 本件を使用する条件

本件は、再生エネルギー比率100%での入札が不調となった場合に使用する。

3 仕様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。
- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、蓄熱設備、発電設備
 - ア 電気方式： 交流3相3線式
 - イ 標準電圧： 6,000V
 - ウ 計量電： 6,000V
 - エ 標準周波数： 60ヘルツ
 - オ 受電方式： 1回線受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - (ア) 容量： 53,115kw
 - (イ) 計量装置電圧： 200V
 - キ 発電設備：別紙第1のとおり。
- (3) 契約電力及び予定使用電力
 - ア 契約電力
(前年12ヶ月の需要電力の最大値及び新規需要量を下限基準とする。)
当年度の最大使用電力：602kw
 - イ 使用電力量（予測）
2,342,000kw
(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量)
各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量）
別紙第2のとおり。

(4) 供給電気の種類等

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者への移転しないこと。※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

(5) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時
至 令和7年 3月31日 24時

(6) 受給地点

高圧架空引込線を取付けする構内第1柱の開閉器の電源側接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界

受給地点に同じとする。

(8) 保安上の責任分界

受給地点に同じとする。

(9) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(10) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(11) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(12) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における平均力率は、100%を予定とする。

(13) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(14) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、協議の上算定するものとする。

(15) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、協議の上精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(16) 支払方法

供給者は、各月の料金算定の後、速やかに請求行為を行うものとし、受給者は、請求書の受理日を起算日として、30日以内に支払うものとする。

(17) 入札書に添付して提出すべき書類

ア 入札参加証明書(適合証明書)

イ 供給する能力を有することを証明する発電設備の概要等に関する資料

ウ 供給条件に関する資料(特定規模需要電気供給条件等)

エ 電気事業法(39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ていることを証明する書類、または、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出をしていることを証明する書類

オ 電気事業法第16条の2第1項に規定する特定規模電気事業者の場合は、一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類及び電気託送確約書

カ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に適合した事を証明する書類（付紙第1 適合証明書）

キ 再生可能エネルギー電源の割当計画書及び内訳（参考：付紙2 特定電源割当計画書様式例）

(18) その他

ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であるものとする。

イ 障害等が発生した場合には迅速に対処できる体制を有するものとする。

ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別紙第3）を満たすものとする。

オ 供給した電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率及び内訳について確認できる資料を書面（参考：付紙第3 特定電気割当証明書）で官側へ提出するものとする。

各月の電力使用計画及び実績

電力使用計画

区分 令和6年度	常時 契約電力 (kw)	最大 需要電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
4月	625	293	131,000	100.0
5月	625	340	132,000	100.0
6月	625	531	223,000	100.0
7月	625	595	294,000	100.0
8月	625	602	302,000	100.0
9月	625	563	277,000	100.0
10月	625	464	152,000	100.0
11月	625	352	145,000	100.0
12月	625	404	183,000	100.0
1月	625	475	181,000	100.0
2月	625	448	163,000	100.0
3月	625	385	159,000	100.0
予想合計	—	—	2,342,000	100.0

電力使用実績（直近12ヶ月）

区分 年月	常時 契約電力 (kw)	最大 需要電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
令和4年10月	625	464	151,756	100.0
11月	625	352	144,785	100.0
12月	625	404	182,730	100.0
令和5年1月	625	475	180,043	100.0
2月	625	448	162,655	100.0
3月	625	385	158,131	100.0
4月	625	293	130,425	100.0
5月	625	340	131,321	100.0
6月	625	531	202,537	100.0
7月	625	595	266,503	100.0
8月	625	602	273,831	100.0
9月	625	563	251,652	100.0
実績合計	—	—	2,236,369	100.0

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの</p> <p>(算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊〇〇駐屯地

第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所	〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称	〇〇株式会社
代表者氏名	〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

特定電源割当計画書様式例

○○年○月○日

特定電源割当計画書

●●●●
○○ ○○ 様

○○県○○市○○
 株式会社○○○○
 代表取締役 ○○ ○○ 印

○○年度に以下の通り●●●●●●に電力を供給することを計画する。
 また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約予定電力 ○○○○kW

2 供給期間
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生可能エネルギー由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生可能エネルギー比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 k W

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

仕様書 (B)

1 概要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山射撃場
- (2) 需要場所：和泉市尾井町
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 本件を使用する条件

本件は、再生エネルギー比率100%での入札が不調となった場合に使用する。

3 仕様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。

- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

ア 電気方式： 交流3相3線式

イ 標準電圧： 6,000V

ウ 計量電： 6,000V

エ 標準周波数： 60ヘルツ

オ 受電方式： 1回線受電方式

- (3) 契約電力及び予定使用電力

ア 契約電力

最大使用電力：133kw

（前年12ヶ月の最大需要電力のうち、最大値を原則基準）

イ 使用電力量（予測）

110,500kw

（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量）

各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量）

別紙第2のとおり

- (4) 供給電気の種類等

供給先各官署に対する供給電力量のうち、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%を満たすこと。また、その環境価値について、甲に移転したこととし、いかなる第三者への移転しないこと。※参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件

<https://www.there100.org/technical-guidance>

(5) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時
至 令和7年 3月31日 24時

(6) 受給地点

高圧架空引込線を取付けする構内第1柱の開閉器の電源側接続点とする。

(7) 電気工作物の財産分界

受給地点に同じとする。

(8) 保安上の責任分界

受給地点に同じとする。

(9) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(10) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(11) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(12) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における平均力率は、100%を予定とする。

特定電源割当計画書様式例

○○年○月○日

特定電源割当計画書

●●●●様

○○県○○市○○
株式会社○○○○
代表取締役 ○○ ○○ 印

○○年度に以下の通り●●●●に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値については、●●●●に移転する計画である。

1 需要施設名等
 需要施設名 ○○○○
 需要施設住所 ○○県○○市○○
 契約予定電力 ○○○○kW

2 供給期間
 ○○年○月○日～○月○日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（再生可能エネルギー由来電力量の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生可能エネルギー由来電力量 (kWh) 【A】													
供給電力量 (kWh) 【B】													
再生可能比率 (%) 【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再生可能電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
○○発電所	○○県○○市○○	水力	○○
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
○○発電所	○○県○○市○○	太陽光	○○
合計 (kWh)			

総計 (kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

特定電源割当証明書様式例

〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●
〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〇〇年〇半期に以下の通り●●●●に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、●●●●に移転したこと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇 kW

2 供給期間

〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

仕様書(C)

1 概要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山駐屯地
- (2) 需要場所：和泉市伯太町官有地
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 本件を使用する条件

本件は、再生エネルギー比率100%及び60%以上での入札が不調となった場合に使用する。

3 仕様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。
- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式、蓄熱設備、発電設備
 - ア 電気方式： 交流3相3線式
 - イ 標準電圧： 6,000V
 - ウ 計量電： 6,000V
 - エ 標準周波数： 60ヘルツ
 - オ 受電方式： 1回線受電方式
 - カ 蓄熱設備
 - (ア) 容量： 53.115kw
 - (イ) 計量装置電圧： 200V
 - キ 発電設備：別紙第1のとおり。
- (3) 契約電力及び予定使用電力
 - ア 契約電力
(前年12ヶ月の需要電力の最大値及び新規需要量を下限基準とする。)
当年度の最大使用電力：602kw
 - イ 使用電力量（予測）
2,342,000kw
(令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量)
各月の電力使用計画及び実績（最大需要電力、使用電力量）
別紙第2のとおり。

(4) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時

至 令和7年 3月31日 24時

(5) 受給地点

高圧架空引込線を取付けする構内第1柱の開閉器の電源側接続点とする。

(6) 電気工作物の財産分界

受給地点に同じとする。

(7) 保安上の責任分界

受給地点に同じとする。

(8) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(9) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(10) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(11) 力率

ア 供給者は契約期間において、その月の平均力率により、力率割引及び割増しを行うことができるものとする。

なお、力率割引および力率割増しを行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

イ 契約期間における平均力率は、100%を予定とする。

(12) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(13) 契約超過金

その月の契約電力を超えて電気を使用した場合は、供給者の責めとなる理由による場合を除き、協議の上算定するものとする。

(14) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、協議の上精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(15) 支払方法

供給者は、各月の料金算定の後、速やかに請求行為を行うものとし、受給者は、請求書の受理日を起算日として、30日以内に支払うものとする。

(16) 入札書に添付して提出すべき書類

ア 入札参加証明書(適合証明書)

イ 供給する能力を有することを証明する発電設備の概要等に関する資料

ウ 供給条件に関する資料(特定規模需要電気供給条件等)

エ 電気事業法(39年法律第170号)第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ていることを証明する書類、または、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出をしていることを証明する書類

オ 電気事業法第16条の2第1項に規定する特定規模電気事業者の場合は、一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類及び電気託送確約書

カ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に適合した事を証明する書類(付紙第1 適合証明書)

(18) その他

- ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であるものとする。
- イ 障害等が発生した場合には迅速に対処できる体制を有するものとする。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別紙第3）を満たすものとする。

各月の電力使用計画及び実績

電力使用計画

区分 令和6年度	常時 契約電力 (kw)	最大 需要電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
4月	625	293	131,000	100.0
5月	625	340	132,000	100.0
6月	625	531	223,000	100.0
7月	625	595	294,000	100.0
8月	625	602	302,000	100.0
9月	625	563	277,000	100.0
10月	625	464	152,000	100.0
11月	625	352	145,000	100.0
12月	625	404	183,000	100.0
1月	625	475	181,000	100.0
2月	625	448	163,000	100.0
3月	625	385	159,000	100.0
予想合計	—	—	2,342,000	100.0

電力使用実績（直近12ヶ月）

区分 年月	常時 契約電力 (kw)	最大 需要電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力率 (%)
令和4年10月	625	464	151,756	100.0
11月	625	352	144,785	100.0
12月	625	404	182,730	100.0
令和5年1月	625	475	180,043	100.0
2月	625	448	162,655	100.0
3月	625	385	158,131	100.0
4月	625	293	130,425	100.0
5月	625	340	131,321	100.0
6月	625	531	202,537	100.0
7月	625	595	266,503	100.0
8月	625	602	273,831	100.0
9月	625	563	251,652	100.0
実績合計	—	—	2,236,369	100.0

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh) (ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none">・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	---

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊◇◇駐屯地

第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所

〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称

〇〇株式会社

代表者氏名

〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕 様 書 (C)

1 概 要

- (1) 対象建物：陸上自衛隊 信太山演習場・自動車訓練場
- (2) 需要場所：和泉市尾井町
- (3) 業種及び用途：官公署・自衛隊

2 本件を使用する条件

本件は、再生エネルギー比率100%及び60%以上での入札が不調となった場合に使用する。

3 仕 様

- (1) 信太山駐屯地で使用する電気については、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）によるものとする。

- (2) 電気方式、標準電圧、計量電圧、標準周波数、受電方式

- | | |
|----------|----------------|
| ア 電気方式： | 演習場 従量電灯A×1 |
| | 自動車訓練場 定額電灯×4 |
| イ 標準電圧： | 演習場 単相三線 200V |
| | 自動車訓練場 標準 100V |
| ウ 計量電： | イ項のとおり |
| エ 標準周波数： | 60ヘルツ |
| オ 受電方式： | 5回線受電 |

- (3) 契約電力及び予定使用電力

- ア 契約電力

従量電灯A 15kw
定額電灯 1.29kw

- イ 使用電力量（予測）

4,560kw

（令和6年4月1日～令和7年3月31日までの見込み使用量）

別紙第1のとおり

(4) 使用期間

自 令和6年 4月 1日 0時
至 令和7年 3月31日 24時

(5) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量は、計量器により記録された値によるものとする。

(計量は、検針日における計量器の読みによるものとする。)

(6) 料金の算定期間

料金の算定期間は、毎月1日から当該月末日までの期間とする。

(7) 料金制度

料金制度は、基本料金及び従量料金など二部料金制度については、各社ごとに設定することができるものとする。

(8) 燃料費調整

供給者の発電費用等の変動により、契約金額の変更が必要となった場合は、燃料費の調整を行うことができるものとする。

なお、燃料費の調整を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(9) 精算金

契約期間内に契約電力を変更する場合、供給者は、協議の上精算金を請求することができるものとする。

なお、精算金の算定を行う場合は、供給者が定める約款の規定によるものとする。

(10) 支払方法

供給者は、各月の料金算定の後、速やかに請求行為を行うものとし、受給者は、請求書の受理日を起算日として、30日以内に支払うものとする。

(11) 入札書に添付して提出すべき書類

ア 入札参加証明書(適合証明書)

イ 供給する能力を有することを証明する発電設備の概要等に関する資料

ウ 供給条件に関する資料(特定規模需要電気供給条件等)

- エ 電気事業法（39年法律第170号）第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者として許可を得ていることを証明する書類、または、電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者の届出をしていることを証明する書類
- オ 電気事業法第16条の2第1項に規定する特定規模電気事業者の場合は、一般電気事業者との接続が可能であることを証明する書類及び電気託送確約書
- カ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件に適合した事を証明する書類（付紙第1 適合証明書）

(12) その他

- ア 当施設が要求する期間中、当施設の設備等を利用して安定した電気の供給が可能であるものとする。
- イ 障害等が発生した場合には迅速に対処できる体制を有するものとする。
- ウ 入札価格の算定にあたっては、燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。
- エ 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件（別紙第2）を満たすものとする。

各月の電力使用計画及び実績

電力使用計画

区分 令和 6 年度	常 時 契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力 率 (%)
4 月	15	540	—
5 月	15	430	—
6 月	15	350	—
7 月	15	360	—
8 月	15	470	—
9 月	15	350	—
10 月	15	210	—
11 月	15	490	—
12 月	15	420	—
1 月	15	350	—
2 月	15	290	—
3 月	15	300	—
予 測 合 計	—	4,560	—

電力使用実績（直近 12 ヶ月）

区分 年月	常 時 契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	力 率 (%)
令和 4 年 10 月	15	204	—
11 月	15	483	—
12 月	15	415	—
令和 5 年 1 月	15	342	—
2 月	15	284	—
3 月	15	290	—
4 月	15	536	—
5 月	15	421	—
6 月	15	344	—
7 月	15	358	—
8 月	15	469	—
9 月	15	343	—
実 績 合 計	—	4,489	—

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※）しており、かつ、①令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和3年度の未利用エネルギー活用状況、③令和3年度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計点が70点以上であること。

要素	区分	配点
① 令和3年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和3年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和3年度の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上 8.00%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等

の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期(事業開始日から1年以内に限る)を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
①令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数	<p>「令和3年度1 kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。</p> <p>地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和3年度の調整後二酸化炭素排出係数</p>
②令和3年度の未利用エネルギー活用状況	<p>未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和3年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。</p> <p>令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和3年度の供給電力量(需要端)(kWh)で除した数値 (算定方式)</p> $\text{令和3年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和3年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。)</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p>

<p>③令和3年度の未利用エネルギー活用状況</p>	<p>3 令和3年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 令和3年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>
<p>④令和3年度の再生エネルギーの導入状況</p>	<p>再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>令和3年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$</p> <p>① 令和3年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(KWh))</p> <p>② 令和3年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kwh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。)</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kwh)(ただし、令和3年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)</p> <p>⑥ 令和3年度の供給電力量(需要端(kwh))</p> <p>1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)</p> <p>2 令和3年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 令和3年度の供給電力量(⑥)には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p>

<p>⑤需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組</p>	<p>需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。</p> <p>具体的な評価内容として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） <p>例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。</p>
-----------------------------------	--

適合証明書

令和〇〇年〇月〇日

分任契約担当官
陸上自衛隊◇◇駐屯地
第●●●会計隊長 陸 自 太 郎 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇
商号又は名称 〇〇株式会社
代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他()	

2 令和3年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和3年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO2/kWh)		
②	令和3年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和3年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、別紙第4により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

- 1 バイオマス (バイオガスを含む)
- 2 地熱
- 3 太陽光
- 4 水力
- 5 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電力の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※ <https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

第 1 回目入札

入札書

駐屯地電気（再エネ100%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山駐屯地
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

入札書

駐屯地電気（再エネ60%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山駐屯地
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

第 1 回目入札

入札書

駐屯地電気（再エネ0%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山駐屯地
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

第 1 回目入札

入札書

射撃場電気（再エネ100%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山射撃場で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山射撃場
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

入札書

射撃場電気（再エネ60%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山射撃場で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山射撃場
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

第 1 回目入札

入札書

射撃場電気（再エネ0%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山射撃場で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山射撃場
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

第 1 回目入札

入札書

演習場等電気（再エネ100%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山演習場等で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山演習場
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

第 1 回目入札

入札書

演習場等電気（再エネ60%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山演習場等で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山演習場
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

第 1 回目入札

入札書

演習場等電気（再エネ0%）

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

- 件名 陸上自衛隊信太山演習場等で使用する電気
- 履行場所 陸上自衛隊信太山演習場
- 履行期限 令和6年4月1日0時00分～令和7年3月31日24時00分
- 規格 仕様書のとおり

上記入札条件及び契約条項承諾の上入札します。

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和6年1月26日

住所・名称・代表者

印

入札金額

- * 当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額を記載すること。
- * 年間合計金額を記載すること。
- * 消費税を抜いた金額で記載すること。
- * 一般競争入札公告で示された内訳を添付すること。

市価調査書

分任契約担当官
陸上自衛隊信太山駐屯地
第398会計隊長 徳元 浩 殿

1 件名等

件名	単位	数量	金額（税抜）
陸上自衛隊信太山駐屯地で使用する電気	式	1	
陸上自衛隊信太山射場で使用する電気	式	1	
陸上自衛隊信太山演習場で使用する電気	式	1	

- 2 役務内容 仕様書のとおり
3 履行期限 令和6年4月1日～令和7年3月31日
4 履行場所 陸上自衛隊信太山駐屯地（大阪府和泉市伯太町官有地）

上記のとおり見積します。（細部内訳は別紙のとおり）

令和 年 月 日

住所・名称・代表者

印

※各内訳はそれぞれ別葉にし、添付して提出してください。
提出期限：令和6年1月22日17時